

令和 3 年度事業計画書
(令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 3 1 日)

一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構
JRECO 情報処理センター

当機構は、平成 27 年 1 月 27 日付けでフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 76 条に基づく情報処理センターに指定されたことを受け、法第 77 条に規定する業務を行う。

当機構では、令和 3 年度の JRECO 情報処理センターの事業として、業務規程に基づき、以下の業務を行う。

(1) 情報処理業務の実施に関する事項

① 情報処理業務の内容

JRECO 情報処理センターは、法第 77 条に掲げる以下の情報処理業務を令和 2 年度に引き続き適切かつ確実に実施する。

- ・ 法第 38 条第 1 項及び法第 40 条第 1 項の規定による登録に係る事務を電子情報処理組織により処理する。
- ・ 上記登録事務を電子情報処理組織として構成される電子計算機その他の機器を使用・管理、並びにプログラム、データ、ファイル等を作成し、及び保管する。
- ・ 法第 38 条第 2 項（法第 40 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による通知並びに法第 38 条第 3 項（法第 40 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による記録及び保存を行う。

また、本年度の情報処理業務に関して、年間登録件数は 3,500 件を見込んでいる。これは、昨年度の年間登録見込み件数が 2,800 件であったが、一昨年度と比べても新型コロナウイルスの影響は特に見られず、情報処理センターを利用した電子管理のメリットも徐々に浸透してきていることから、昨年度の登録見込み件数に伸び率（1.25 倍）を適用して見込んだものである。

なお、令和 3 年 3 月 1 日現在の情報処理センターへの管理者・廃棄者、充填回収業者の登録事業所数は下記の通りである。

- ・ 管理者・廃棄者 11,839
- ・ 充填回収業者 2,120

（充填回収業者の場合、1 事業所で複数の都道府県を登録している都道府県をそれぞれ個別に累計した場合は 5,886）

② 情報処理業務に関連する問い合わせ対応や事務処理について、適正に処理できる体制の構築と、効率的な実施

人員体制は、本年度において登録件数として昨年度の1.25倍の件数を見込むが、これまでのノウハウの蓄積等の活用及び情報処理センターの利用や認知度の更なる向上のための普及啓発活動等をより効率的に実施していくため、情報システム部を3名体制としてシステムの適正な運用に当たることとする。

経理に関しては、情報処理センター利用のために預託された預かり金と、情報処理センターの利用時に利用料金として当機構が収受した金銭、及び情報処理センター利用に応じて発行する請求書や徴収する金銭については、収支計画書に基づき適切に管理する。なお、情報処理センター単体での収支実績及び計画は、業務の効率化、経費の削減等により単年度では黒字となっている。これまでの累積損失を解消するまでには、まだしばらくの期間を要するが、事業規模がかなり小規模なため、当機構全体の収支バランスの中で十分に吸収可能であり、今後、開発費用の減価償却終了や事業規模の拡大に伴い収支は更に改善し累積損失も年々縮小すると想定している。

(2) 情報処理業務に用いる設備の維持及び更新の見通し

① 機器更新や拡充等各種の機能改善の適切な実施

情報処理業務を実施するために必要な電子計算機その他の機器については、データの使用可能領域は最大6.4TBに対して、現在の使用領域は2.1GB（OSなどを含む全使用容量）であるため、本年度の登録件数として1.25倍を見込んでデータ処理及びデータ容量に関しては十分な余裕があり、基本的には機器の更新や拡充の必要性はなく現状維持とするが、セキュリティの強化等の変更を必要に応じて実施することとする。

また、各種の機能改善については情報処理センターの利用者の利便性の向上や効率性を高めるため、昨年度と同様に、システム仕様の変更や追加を随時行い、継続的に改善を図ることとする。

参考として、昨年度の実績としては、以下の改善を行った。

- ・ 機器の売却、譲渡時の点検整備記録簿の引き渡しを可能とする仕様を追加した。
- ・ 2表「点検・整備区分」に「別法人へ移管・譲渡」を追加した。
- ・ ログイン画面及びメールフォームにスパム攻撃対策を導入した。
- ・ 利用企業アプリとのシステム連携により接続利便性の向上を図った。

② システムの安定運用のための保守管理の実施

情報処理業務を実施するシステムは、これまでと同様に安定した運用を図るために高いセキュリティで保護されたデータセンター内に構築し、外部からのアクセスは暗号化された通信手段やファイアウォールによる接続制限を設けている。システムの開発、変更、維持に関する運用管理の実務は外部委託による専門業者に一任し、JRECOからのサーバーへの直接のアクセスも行えない仕組み（アクセスはWeb経由のみ）とすることで、万一JRECO内の情報機器に不正アクセスやウイルス感染が発生した場合でも、情報処理センターのシステムは隔離された環境としている。

委託先の運用管理者（専門業者）は、JRECOよりの要求に応じてシステムの開発や変更を行うと共に、不具合発生時の対応やサーバーのCPU使用率によりシステム運用状況の監視を行っている。同運用管理者とJRECOとは、開発や仕様変更ならびに利用

者からの問い合わせ等に対応するため1～2週に1度程度の頻度で照会や情報交換を行っており、引き続き緊密に連携して安定運用を図ることとする。

なお、安定な運用について現時点では問題なく維持されており、設備能力も前述の通り当面は拡充や能力向上を図る必要はないと考えられるので、特段の事情の変化がない限り、本年度も現在と同様のシステム体制を維持・管理することで対応を行うこととする。

(3) その他必要な事項に関する事項

昨年度は、改正フロン排出抑制法の内容も含め情報処理センターの意義や利用方法の広報活動を行い、情報処理センターの利用の普及・促進を図ってきた。

- ・情報処理センターの利用に関する Web 説明会を計7回開催（参加者数216名）（添付資料A）、他にも利用者の要請に対する個別 Web 説明会の開催
- ・分かり易い提案説明書を作成し、製造業者、スーパー等小売業者、食品加工業者、ビル管理会社、大学、病院をはじめとする潜在利用者100社以上に個別に接触し紹介と説明を実施、また、関連団体及びその傘下の企業へ電話、メール等による周知、広報活動を実施
- ・大手上場企業等に SDGs（持続可能な開発目標）としてフロン類管理の CSR（ESG）報告書記載を啓発、法令遵守に関して CSR・環境関係の情報提供機関、弁護士事務所、ISO 審査機関と連携して周知活動を実施
- ・業界紙、関係団体（日設連・東冷協）会報への広告掲載
- ・改正フロン排出抑制法及び情報処理センターに関する専用ポータルサイトの内容拡充（添付資料B）
- ・情報処理センター利用者への情報メールの発信、情報提供サービスの強化

本年度においても、情報処理センター利用の一層の拡大にむけて昨年度同様に普及・広報活動を継続して行う。

- ・Web 配信による説明会を随時開催
- ・分かり易い資料での潜在利用者への個別紹介、説明（添付資料C）
- ・SNS 媒体を利用した情報発信
- ・利用者の法人名、ロゴマークの公開、事例等の紹介（添付資料D）
- ・業界紙、雑誌への広告掲載（添付資料E、F、G）
- ・ポータルサイトのコンテンツ充実
- ・HVAC&R JAPAN 2022（第42回冷凍・空調・暖房展）にブース出展

添付資料

- A. 令和2年度説明会
- B. 改正フロン排出抑制法及び情報処理センターに関する専用ポータルサイト
- C. 管理者向け紹介資料
- D. 利用法人名・ロゴマーク掲載
- E. 業界紙広告（空調タイムス）
- F. 雑誌広告（冷凍空調設備）
- G. 雑誌広告（東冷協だより）

令和2年度 RaMS(冷媒管理システム)説明会 申込状況

	セミナー番号	開催場所(都市名)	開催日	申込者数	残席数	定員数	受付状況	受講者数計
1	222	東京都(Web生配信)	2020/7/6	10	20	30	終了	10
2	223	東京都(Web生配信)	2020/8/5	32	▲ 2	30	終了	29
3	224	東京都(Web生配信)	2020/10/28	52	▲ 12	40	終了	50
4	225	東京都(Web生配信)	2020/12/3	47	▲ 7	40	終了	42
5	226	東京都(Web生配信)	2021/1/19	45	▲ 5	40	終了	40
6	227	東京都(Web生配信)	2021/2/25	53	▲ 13	40	終了	45
7	228	東京都(Web生配信)	2021/3/29	6	34	40	受付中	0

合計 216

JRECOホームページ
 (「フロン排出抑制法改正後の取組みについて～冷媒管理システムRaMSの活用」Web説明会)

一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構
 JRECO. Japan Refrigerants and Environment Conservation Organization

団体概要 事業内容 会員 アクセスマップ プ...

お知らせ・新着情報

「フロン排出抑制法改正後の取組みについて～冷媒管理システムRaMSの活用」Web説明会を実施しました

令和2年8月5日(月)14:00から「フロン排出抑制法改正後の取組みについて～冷媒管理システムRaMSの活用」と題してWebセミナーを開催しました。当機構として、年間4回ほど実施してきた集合セミナーをWebで実施したものであります。使用したシステムはMicrosoft Teamsです。今回は約30社にご参加頂きました。従来の集合セミナーでは会議室へ来訪頂く必要有るため、東京地区の事業者様主体でしたが、今回は全国から幅広く参加して頂くことができました。Webセミナーでは、今まで参加できなかった方も参加して頂けるようになることを実感したところです。まだまだWebセミナーの運営には不慣れなこともあります。一つ一つ課題を解決してよりスムーズな運営、有意義な内容を目指したいと考えております。

今回は、10月中旬に予定しておりますので、日程等決まりましたらホームページ等で告知させていただきます。ご参加の程よろしくお願い致します。

尚、Webによる個別相談はいつでもお受けしますのでお声がけを御願致します。ツールについては、Teamsのみならず、Skype、Webex、Zoomでも対応致しますのでご用命の程お願い致します。

<WEB説明会中の画面>



一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構
 JRECO. Japan Refrigerants and Environment Conservation Organization

団体概要 事業内容 会員 アクセスマップ プ...

「フロン排出抑制法改正後の取組みについて～冷媒管理システムRaMSの活用」Web説明会開催について

標記Web説明会につき下記の通りご案内致しますのでお申込みの程宜しくお願い致します。

記

【開催概要】

- ・タイトル：フロン排出抑制法改正後の取組みについて～冷媒管理システムRaMSの活用～
- ・開催日時：2020年10月28日(水)15:00～16:30

15:00～15:05	1. 開会のあいさつ及び注意事項
15:05～15:15	2. はじめに
15:15～15:45	3. フロン排出抑制法の改正ポイントと冷媒管理システムRaMS
15:45～15:50	～休憩～
15:50～16:20	4. RaMSの基本的操作と活用(業務効率・経営効率の向上)
16:20～16:30	5. 質疑応答

- ・申込期限：定員40名に到達次第締め切りさせていただきます。
- ・申込方法：下記の申込フォームより必要事項を入力の上、お申込み願います。

[申し込みはこちら](#)

- ・参加費：無料
- ・定員：40名
- ・参加方法：セミナー開催前にお申込時のメールアドレス宛に参加方法を別途ご案内いたします。(使用するシステムはMicrosoft Teamsです。)

インターネットに接続できるPCもしくはスマートフォン・タブレット端末があれば、どこからでも簡単にご参加いただけます。法の改正点について平易に解説するとともに、法律に完全準拠し、且つ使い勝手の良かった冷媒管理システムRaMSについてデモを行いながら丁寧に説明いたします。

以上

改正フロン排出抑制法及び情報処理センターに関する専用ポータルサイト (<http://jreco-rams.jp/>)

フロン排出抑制法が改正され管理者様によるフロン管理義務が強化されました



フロン排出抑制法
簡単！対策ガイド

フロン排出抑制法が改正され管理者様によるフロン管理義務が強化されました

「煩雑な書類管理・作成が楽になる！RaMS」
資料ダウンロード

フロン対応と冷媒管理システム
Web説明会お申込み

フロン対応と冷媒管理システム
個別相談会ご案内

 改正フロン排出抑制法の施行 **法律違反に対する罰則** が強化されます 詳細についてはこちら >>

改正フロン排出抑制法が令和2年4月1日より施行！
機器を廃棄の際フロン類を回収しないと即座に罰金が科せられます！

HOME

フロン排出抑制法による義務強化について

RaMS 冷媒管理システム

フロン類の環境マネジメントの必要性

フロン類算定漏えい量

団体概要

お問い合わせ

HOME > 改正フロン排出抑制法が令和2年4月1日より施行！機器を廃棄の際フロン類を回収しないと即座に罰金が科せられます！

「フロン排出抑制法」に準拠した文書類を簡単作成！
冷媒管理システム『RaMS』導入メリット [はこちら](#)

令和2年4月「フロン排出抑制法」改正に対応！
さらに便利になった『RaMS』の新機能 [はこちら](#)

新着情報

フロン法・RaMS 最新資料ダウンロード

改正フロン排出抑制法が令和2年4月1日より施行！
機器を廃棄の際フロン類を回収しないと即座に罰金が科せられます！

- ① 点検整備記録簿を機器廃棄後：充填回収業者がフロン類を引き取ってから3年間の保存義務
- ② 冷媒を回収せずに機器を廃棄した場合・・・50万円以下の罰金（直罰）
→法第104条第二号
- ③ 行程管理票の未記載、虚偽記載、保存違反・・・30万円以下の罰金（直罰）
→法第105条第二号～四号
- ④ 廃棄機器を引取業者に引き渡す場合は行程管理票の引取証明書の写しを交付の義務・・・未交付の場合は30万円以下の罰金（直罰）
→法第105条第五号

RaMS冷媒管理システムについて

冷媒管理システムRaMSとは

RaMS導入メリット

リモートワークで働き方改革

令和2年法改正対応新機能!

「フロン排出抑制法」で遵守すべき機器の点検について

コンプライアンス

SDGs
推進コスト
ダウンフロン
適正管理で

企業価値UP!

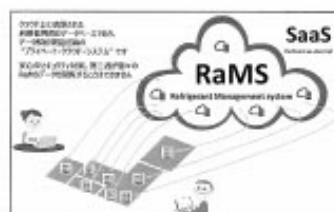
RaMS (冷媒管理システム)

RaMSは2011年よりフロン法の変遷に対応し2020年の改正法にも準拠しておりますので、法で定められた全ての帳票を電子的に作成、保存、承諾、交付、縦覧することができます
(経済産業省・国土交通省・環境省令第三号に準拠)

(一財)日本冷媒・環境保全機構はRaMSを運営提供するとともに、「フロン排出抑制法」(第76-85条)に基づき、経済産業省・環境省から「情報処理センター」として指定されています

コンプライアンス

RaMS (Refrigerant Management System) は、機器の設置から廃棄まで適正に冷媒管理を行う改正フロン排出抑制法に準拠したクラウドシステムです



SDGs推進 コストダウン

フロン排出抑制法の改正により書類の作成、保存の義務が強化され、書類管理の負担が大きくなりますが、RaMSを利用して電子管理すれば、フロン管理が徹底されるとともにペーパーレス化が図られ、紙代や印刷代のコストダウンができます



RaMSを使うと

- ・書類紛失の心配からも、煩雑なファイル管理からも解放されます
- ・電子的に保存されているので関係書類は正確に管理され、検索も即座に且つ容易にできます



一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構

Japan Refrigerants and Environment Conservation Organization

RaMSの 改正フロン排出抑制法対応

今年の4月1日から改正フロン法が施行され、機器廃棄時の書面管理が厳しくなり、罰則が間接罰から直接罰になります。

1 今回の改正において最も重要な点は、機器廃棄時のフロン管理ですが、RaMSでは、行程管理票の起票ができるほか、点検整備記録簿の作成や建物解体時に必要な事前確認結果説明書など必要な書面すべてについてペーパーレスで管理が可能になります

点検整備記録簿 (ログブック)

3年間の
保存義務

行程管理票・行程管理処理票 (フロン)

3年間の
保存義務

事前確認結果説明書

(特定解体工事元請業者 → 特定解体工事発注者)

3年間の
保存義務

引取証明書の写し (廃棄機器)

(廃棄等実施者 → 第一種特定製品引取等実施者)

3年間の
保存義務

2 RaMSは、点検整備記録簿 (ログブック) のほか、行程管理票、事前結果確認書など必要な書面全てをワンクリックで縦覧することができます。

必要な書面がワンクリックで縦覧可能!

Z票 F票 E票 (写) E票 D票 C票 E票 A票 事前確認結果説明書 ログブック

印刷

伝票番号 A0001261
交付年月日 2019-02-26

引取証明書 (写)

廃棄または整備する機器の所有者等

依頼所有者の氏名または名称	しそくエステート(株)	整備する機器がある施設(建物)名	しそくビル1号館
上記の住所	〒105-0011 東京都港区芝公園2-5-8	上記の住所	〒105-0011 東京都港区芝公園1-2-1
系統名	1F食堂		



一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構

Japan Refrigerants and Environment Conservation Organization

利用法人名・ロゴマーク掲載 (https://www.jreco.or.jp/rams_jirei.html)



一般財団法人 **日本冷媒・環境保全機構**
JRECO. Japan Refrigerants and Environment Conservation Organization

T 105-0011
東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館 406-2
TEL : 03-5733-5311 FAX : 03-5733-5312

団体概要
事業内容
会員
情報セキュリティポリシー
アクセスマップ
English

RaMS導入事例とご利用企業・法人例（五十音順・敬称略）

掲載に了解頂いた企業・法人様

		
		
		 静岡市中央卸売市場
	 	
 武田薬品工業株式会社	 CHIBA UNIVERSITY	 ツルガハマランド株式会社 くだまつ健康パーク
	 学校法人 東海大学	
		 Inspire the Next
	 at your side	 北越ラッキー株式会社
 北陸電力 ビズ・エナジーソリューション株式会社		
 生きる力を応援します		

RaMS冷媒管理システム
<情報処理センター>
[ログイン](#)

RaMS冷媒管理システム
導入事例と利用企業・団体例

RaMS冷媒管理システム
解説動画・操作動画

(改正) フロン排出抑制法
令和2年4月1日施行

空調タイムス

第2部 冷媒フロン編

RaMS利用者が急増



野村プロテクトのRとして、従来のRaMSとは異なり、40型冷凍機... RaMSの有効性や、RaMSの普及状況、Rとして、従来のRaMSとは異なり、40型冷凍機... RaMSの有効性や、RaMSの普及状況、Rとして、従来のRaMSとは異なり、40型冷凍機...

フロン類や機器管理状況を瞬時に、直接に把握できる同法遵守のクラウドシステム

感染禍に伴う在宅勤務、ペーパーレス化の急増も背景に

「フロン排出抑制法」で「一方事務を省く」として、Rとして、従来のRaMSとは異なり、40型冷凍機... RaMSの有効性や、RaMSの普及状況、Rとして、従来のRaMSとは異なり、40型冷凍機... RaMSの有効性や、RaMSの普及状況、Rとして、従来のRaMSとは異なり、40型冷凍機...

クラウド型冷媒管理システム「RaMS」(ラムス)とは？

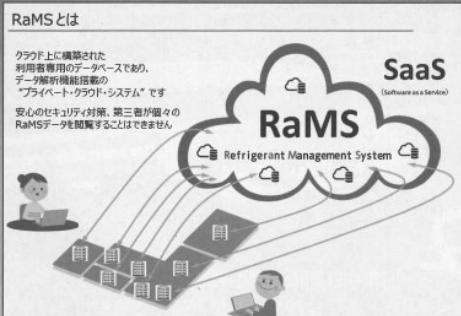
フロン排出抑制法による「唯一の情報処理センター」として国に認められている一般財団法人日本冷媒・環境保全機構(通称=JRECO)が運営するクラウド型冷媒管理システム。RaMSの点検記録簿は室外機1台につき、税別500円...

令和2年4月に改正フロン排出抑制法が施行されます。RaMS利用で

企業価値UP!

- ① 今の法改正では、フロンを含む機器を廃棄する際の規制が一段と厳しくなっています。
② 書面の管理・保存が厳しく求められ、間接費から直接費に変わっています。
③ RaMSはフロン機器の管理支援ツールとして法改正にも対応し、ペーパーレス化や事務作業の省力化に貢献します。

(一財)日本冷媒・環境保全機構はRaMSを運営提供するとともに、「フロン排出抑制法」(第76-85条)に基づき、経済産業省・環境省から「情報処理センター」として指定されています。



RaMS利用でばっちり管理。地球温暖化の抑制と社会貢献!

RaMSは2011年よりフロン法の変遷に電子的に対応し2020年の改正法にも完全に準拠します!

令和2年10月15日発行(毎月1回15日発行)第47巻・第10号 通巻644号 定価800円(7月4日第3刷発行)印刷 ISSN 0285-4502

冷凍空調設備

REFRIGERATION & AIR-CONDITIONING CONTRACTORS

10

Vol.47 No.10
2020 October

70年 節電再生量・破壊量等集計結果(令和元年度分)
冷凍空気調和機器施工 問題・解答 1級
第38回優良管工・水・ガス設備顕彰事例募集

国立競技場(東京都)



一般社団法人 日本冷凍空調設備工業連合会

ラムズ RaMS利用で 企業価値UP!



**RaMSで冷媒管理！
書類保存が確実！
クラウド管理なので安心です！**

(一財)日本冷媒・環境保全機構はRaMSを運営提供するとともに、「フロン排出抑制法」(第76-85条)に基づき、経済産業省・環境省から「情報処理センター」として指定されています

「改正フロン排出抑制法」に準拠した冷媒管理で
地球環境の改善に貢献する環境先進企業へ

地球温暖化防止

フロン類は、地球温暖化をもたらす温室効果ガスの中で二酸化炭素(CO₂)に比べ最大1万5千倍も影響があり、適正管理が必要となります

ISO14001対応

ISO14001活動を行う中で「環境側面」として「フロン排出抑制法」対応にRaMSを利用することで効率的な管理が可能になり、審査時のエビデンスとなります

CSR推進支援

CSRレポート・環境報告書は、法令遵守、自主活動を通じ、企業の社会的責任の遂行状況を対外的に開示するものとして作成、発行が求められています

●JRECO 冷媒管理システム RaMS (ラムズ) のお問合せ先



一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構 情報システム部
電話：03-5733-5311 E-mail：contact@jreco.or.jp
〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 406-2

TRK

令和2年8月1日発行

一般社団法人 東京都冷凍空調設備協会

東冷協だより

2020. **7・8**

No.412

● 目次

・今思うこと	1	・行事予定	40
・役員名簿第5期	2	・税のコラム	41
・お知らせ	4	・法のコラム	42
・技術レポート	30	・心のコラム	43
・サロン	32	・新聞記事情報	45
・行事報告	33	・会員の動向	46
・東冷協日誌	39	・名刺広告	48

ラムズ RaMS利用で 企業価値UP!



**RaMSで冷媒管理！
書類保存が確実！
クラウド管理なので安心です！**

(一財)日本冷媒・環境保全機構は RaMS を運営提供するとともに、「フロン排出抑制法」(第76-85条)に基づき、経済産業省・環境省から「情報処理センター」として指定されています

「改正フロン排出抑制法」に準拠した冷媒管理で
地球環境の改善に貢献する環境先進企業へ

地球温暖化防止

フロン類は、地球温暖化をもたらす温室効果ガスの中で二酸化炭素(CO₂)に比べ最大1万5千倍も影響があり、適正管理が必要となります

ISO14001対応

ISO14001 活動を行う中で「環境側面」として「フロン排出抑制法」対応に RaMS を利用することで効率的な管理が可能になり、審査時のエビデンスとなります

CSR 推進支援

CSR レポート・環境報告書は、法令遵守、自主活動を通じ、企業の社会的責任の遂行状況を対外的に開示するものとして作成、発行が求められています

●JRECO 冷媒管理システム RaMS (ラムズ) のお問合せ先



一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構 情報システム部
電話：03-5733-5311 E-mail：contact@jreco.or.jp
〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 406-2

収支予算書(令和3年度計画)

(情報処理センター)

自 令和 3年 4月 1日
至 令和 4年 3月31日

一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構

東京都港区芝公園3-5-8
機械振興会館406-2

予定貸借対照表

令和4年3月31日

情報処理センター(指定法人)

その他会計

(単位:円)

科 目	令和3年度計画
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金預金	500,000
流動資産合計	500,000
2. 固定資産	
ソフトウェア	0
固定資産合計	0
資産合計	500,000
II 負債の部	
1. 流動負債	
預り金	250,000
その他	4,511,752
流動負債合計	4,761,752
負債合計	4,761,752
III 正味財産の部	
1. 指定正味財産	0
2. 一般正味財産	▲ 4,261,752
正味財産合計	▲ 4,261,752
負債及び正味財産合計	500,000

予定正味財産増減計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

情報処理センター(指定法人)

その他会計

(単位:円)

科 目	令和3年度計画
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
事業収益	385,000
経常収益計	385,000
(2) 経常費用	
事業費・管理費	
人件費	36,238
委託費(サーバー使用料、システム保守費)	0
システム開発引当金繰入額	0
減価償却費	0
賃借料(事務所費等)	0
旅費、交通費	7,045
通信運搬費	1,395
印刷製本費	2,915
広報費(パンフレット作成費)	0
銀行口座手数料	635
会議費・研修費	0
消耗品費・消耗什器備品・修繕費	0
租税公課その他	33,315
経常費用計	81,543
評価損益等調整前当期経常増減額	303,457
評価損益等計	0
当期経常増減額	303,457
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
経常外収益計	0
(2) 経常外費用	
経常外費用計	0
税引前当期一般正味財産増減額	303,457
法人税・住民税及び事業税	0
当期一般正味財産増減額	303,457
一般正味財産期首残高	▲ 4,565,209
一般正味財産期末残高	▲ 4,261,752
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
III 正味財産期末残高	▲ 4,261,752